

(7) 国営造成施設等の維持管理

国営事業対策室

補助事業名	水利施設管理強化事業							
事業主体	県		営		団		体	
事業内容及び事業要件	<p>国営事業で造成した農業水利施設等が有する多面的機能を適正に発揮するため、施設の役割に応じた施設管理者(土地改良区)に対して、施設の管理費用(一定割合)、整備補修費等を支援(補助)する</p> <p>1. 一般型</p> <p>(1) 支援対象の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区が管理する施設のうち次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ① 国営事業で造成した施設 ② 代行業業、国営関連事業で県が造成した施設 <p>(2) 支援(市町から土地改良区へ補助)の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象施設に係る「管理費用」※に対する支援 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ※「管理費用」 操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費、電力料 </div> <ul style="list-style-type: none"> (a) 治水協定を締結した施設等 支援額(補助対象事業費)＝「管理費用」×0.75／1.75(≒0.429) (対象施設) <ul style="list-style-type: none"> ・治水協定ダム ・市町の地域防災計画に位置付けられた施設(土地改良区の役割と施設名等) ・県の水防計画に位置付けられた施設 ・市町と土地改良区が締結した地域の防災・減災のための協定に位置付けられた施設 (b)(a)以外の施設 支援額(補助対象事業費)＝「管理費用」×0.6／1.6(＝0.375) ② 対象施設の「整備補修」費用に対する支援 <p>2. 特別型</p> <p>(1) 支援対象の施設</p> <p>洪水調整等に係る治水協定を締結した農業用ダム(一般型の対象施設を除く)</p> <p>(2) 支援(市町から土地改良区へ補助)の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基礎的取組 洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等のための取組への支援 ② 追加的取組 事前放流等の利水を目的とした通常の管理の範疇を超える取組への支援 							
実施要綱	水利施設管理強化事業実施要綱							
実施要領	水利施設管理強化事業実施要領							
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱							
補助率	区分	国	県	市町村	区分	国	県	市町村
	一般型	50	未定	未定	一般型	50	25	25
	特別型	50	未定	未定	特別型	50	未定	未定
適用	(参考) ・令和3年度創設							

国営事業対策室

補助事業名	国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)							
事業主体	県	営	団	体	営			
事業内容	<p>農業水利施設の持つ多面的機能を評価し、国営造成施設(一体不可分な附帯県営造成施設を含む)を管理する土地改良区の本管理体制整備を図るために行う、次に掲げる活動を実施する。</p> <p>1. 計画推進事業</p> <p>(1) 計画更新活動(管理体制整備計画の更新)</p> <p>(2) 推進活動(管理体制整備の推進活動)</p> <p>2. 支援事業(多面的な機能の管理等のための管理体制の整備・強化に対する支援)</p> <p>多面的な機能の管理等とは、本来の農業生産に係る管理を上回って対応する部分で、</p> <p>(1) 当該地区における管理に要する費用のうち都市化・混住化に伴い増大した多面的機能の発揮に相当する費用(多面的機能に対応した管理)</p> <p>(2) 環境や安全に配慮した施設の操作体制の強化を図るための高度な管理業務の増加に要する費用(管理の高度化)</p> <p>(3) 施設の劣化原因の除去や劣化防止対策等の予防的な保全対策又は省エネルギー化対策の実施に要する費用(予防保全・省エネルギー化対策)</p> <p>(4) 集中豪雨等の発生頻度の増加、突発事故又は異常気象等非常時に対応した地域防災体制の整備に要する費用(地域防災に対応する為に必要となる補完的な施設の整備、調査、計画策定等に要する費用を含む)(地域防災)</p> <p>(5) 専門家による施設管理の現地指導等の技術支援に要する費用(技術支援)</p>							
採択要件	<p>国営造成施設(一体不可分な附帯県営造成施設を含む)を管理する土地改良区の本管理体制整備を図るため、県又は市町村等が事業主体となって次の事業を実施する。</p> <p>1. 計画推進事業</p> <p>(1) 計画更新活動: 地域の実情に応じた望ましい管理水準、管理体制、費用分担の目標、適切な費用分担のあり方の設定等。 事業主体: 県</p> <p>(2) 推進活動: 管理体制整備推進協議会を通じた合意形成、関係団体との協議・調整、農家・地域住民に対する啓発普及活動等。 事業主体: 県、市町村</p> <p>2. 支援事業:</p> <p>(1) 多面的経費に対応した管理 多面的機能に対応した管理に要する経費として「農業外効果」(0.6)と「農業効果」(1.0)との割合から、土地改良区が当該施設を管理するのに要する経費に $0.6/(0.6+1.0)=0.375$ を乗じた額を上限とする。</p> <p>(2) 管理の高度化 事業主体: 県、市町村</p> <p>(3) 予防保全・省エネルギー化対策の実施 事業主体: 県、市町村、土地改良区等</p> <p>(4) 地域防災対策の実施(補完的な施設の整備、体制整備に必要な調査及び計画策定等) 事業主体: 県、市町村</p> <p>(5) 技術支援の実施 事業主体: 県、市町村</p>							
実施要綱	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱							
実施要領	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要領							
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱							
補助率	区分	国	県	市町村	区分	国	県	市町村
	1 内地	50	25	25	内地 2(1)(4)の事業	50	25	25
					内地 2(2)(5)の事業	50	10	40
					内地 2(3)(4)の事業	50	未定	未定
適用	事業実施期間: 平成30年度～令和4年度							

補助事業名	基幹水利施設管理事業(一般型)							
事業主体	県		営		団		体	
事業内容	国から管理委託された基幹水利施設又は当該施設及びこれと一体的に管理する必要のある施設の管理(ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門、幹線用排水路等)							
採択要件	<p>1. 国により管理委託されたものであること</p> <p>2. 1施設当たりの受益面積が概ね1,000ha(地盤沈下地帯※にあつては500ha)以上 但し、畑を受益とするものにあつては300ha(地盤沈下地帯※にあつては100ha)以上</p> <p>3. 非農用地率が概ね10%以上</p> <p>4. それぞれの施設規模等は以下による</p> <p>(1) ダム 設計洪水量が概ね300 m³/s以上又は貯水量が概ね250万m³以上</p> <p>(2) 頭首工 以下の要件を全て満たすもの ・設計洪水量が概ね300 m³/s以上 ・ゲートを1門以上有する。 ・最大取水量が概ね1.0 m³/s以上</p> <p>(3) 用水機場 最大取水量が概ね1.0 m³/s以上</p> <p>(4) 排水機場 排水機の総口径が概ね3,000mm以上</p> <p>(5) 排水樋門 計画通水量が概ね15 m³/s以上</p> <p>(6) 幹線用水路 計画通水量が概ね5 m³/s以上であつて、基幹水利施設と一元管理を行うもの</p> <p>(7) 幹線排水路 計画排水量が概ね15 m³/s以上であつて、基幹水利施設と一元管理を行うもの</p> <p>5. 基幹水利施設管理強化計画が策定されていること</p> <p>※「地盤沈下地帯」とは、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等(地盤沈下防止等対策要綱及び地方公共団体の条例を含む。)により規制されている地域</p>							
実施要綱	基幹水利施設管理事業実施要綱							
実施要領	基幹水利施設管理事業実施要領							
交付要綱	土地改良関係施設補助金交付要綱							
補助率	区分	国	県	その他	区分	国	県	その他
	内地	30	30	40	内地	30	30	40
適用								